

告示

埼玉県選管告示第五十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙区	制限額
第一区	二四、八九〇、八〇〇円
第二区	二四、九四九、七〇〇円
第三区	二四、八一八、一〇〇円
第四区	二四、九五五、六〇〇円
第五区	二五、〇五四、六〇〇円
第六区	二五、三〇〇、九〇〇円
第七区	二四、九二六、三〇〇円
第八区	二五、三五七、一〇〇円
第九区	二五、一〇八、〇〇〇円
第十区	二三、九八八、五〇〇円
第十一区	二四、一二九、一〇〇円
第十二区	二四、六二四、二〇〇円
第十三区	二四、六五四、一〇〇円
第十四区	二五、一一八、七〇〇円
第十五区	二五、二八五、五〇〇円
第十六区	二四、七一四、〇〇〇円